

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3155号から第3157号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 <sup>まつむら</sup>松村 <sup>まさお</sup>雅生）は、本日、次の3件の答申を行いました。

答申第3155号及び第3156号では、横浜市長が行った非開示決定はそれぞれ妥当であると判断しています。

答申第3157号では、横浜市長が行った一部開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

(1) 「(1) 特定マンションの底地に令和3年ないし4年に、神奈川県から土砂災害特別警戒区域レッド・ゾーン内に、新たに、5棟の建物を作る又は設置した事実を知った時期を記載した行政文書」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3155号】

(2) 「(2) 特定マンションの底地に、栄土木事務所が調査をした事実を記載した写真及び行政文書」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3156号】

(3) 「下村町内会の泉区自治会町内会現況届（令和元年度から令和4年度まで）」及び「中下自治会及び若草自治会の泉区自治会町内会現況届（令和元年度から令和4年度まで）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3157号】

2 諮問までの経過等

答申番号	請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3155	令和4年6月24日	令和4年7月8日	令和4年9月29日	令和4年10月24日	個人	市長
3156	令和4年6月24日	令和4年7月8日	令和4年9月29日	令和4年10月26日	個人	市長
3157	令和5年1月17日	令和5年1月27日	令和5年2月14日	令和5年3月8日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
		非開示	

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3155	「(1) 特定マンションの底地に令和3年ないし4年に、神奈川県から土砂災害特別警戒区域レッドゾーン内に、新たに、5棟の建物を作る又は設置した事実を知った時期を記載した行政文書」(以下「本件保審査請求文書」という。)	<b>不存在</b> (作成しておらず、保有していないため)	原処分妥当
3156	「(2) 特定マンションの底地に、栄土木事務所が調査をした事実を記載した写真及び行政文書」(以下「本件審査請求文書」という。)	<b>不存在</b> (作成しておらず、保有していないため)	原処分妥当
3157	「下村町内会の泉区自治会町内会現況届(令和元年度から令和4年度まで)」及び「中下自治会及び若草自治会の泉区自治会町内会現況届(令和元年度から令和4年度まで)」(以下「本件審査請求文書」という。)	一部開示 <b>横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。))による改正前のもの。以下「旧条例」という。)第7条第2項第2号に該当</b> ・会長を除く個人の氏名及び個人の住所、郵便番号、電話番号、FAX番号 (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため)	原処分妥当

#### 4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3155	<p><b>《答申に当たっての適用条例について》</b></p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p><b>《建築確認に係る事務について》</b></p> <p>横浜市では、建築計画について確認の申請を受けた場合、その情報を台帳・帳簿登録閲覧システムに入力する。当該申請が指定確認検査機関になされた場合には、指定確認検査機関から確認審査報告書を受理したときに入力する。建築局情報相談課(以下「情報相談課」という。)では、これによって建築物に係る情報を把握している。</p> <p>また、建築物の構造等に係る相談があった場合は、建築基準法に違反していないかを情報相談課で調査し、その調査資料を保存している。</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b></p> <p>本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、特定マンションの敷地の土砂災害特別警戒区域内に、令和3年から4年までの間に新たに5棟の建物が作られたことを、実施機関が知った時期を記載した行政文書であると解される。</p> <p><b>《本件審査請求文書の不存在について》</b></p>

答申 番号	判断の要旨
3155	<p>ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 建築物の設置について知るのは、建築確認申請、指定確認検査機関からの確認審査報告又は建物に係る相談や通報を受けたときであるが、審査請求人の主張する案件についてはいずれも受けていないことから、本件審査請求文書は作成も取得もしておらず、保有していない。</p> <p>(イ) 審査請求人から資料の提出を受けた事実はあるが、これは建築基準法上の建築物に当たらない物置に関するものであったため、同法違反がない旨を審査請求人に回答している。</p> <p>イ 上記アの実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件審査請求文書の存在を推認させる事情も認められない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>
3156	<p><b>《答申に当たっての適用条例について》</b></p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p><b>《土木事務所の取扱事務について》</b></p> <p>横浜市区役所事務分掌規則（昭和52年6月横浜市規則第68号）第2条第1項の規定により、土木事務所では、道路等の管理、維持及び修繕に関する事務等を分掌している。</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b></p> <p>本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、特定マンションの敷地について、栄土木事務所が調査をした事実が記載されている写真及び文書と解される。</p> <p><b>《本件審査請求文書の不存在について》</b></p> <p>ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 栄土木事務所は、公道とその付帯設備の管理等を担当している。</p> <p>(イ) 審査請求人は、特定マンションの敷地について、栄土木事務所は調査する義務がある等と主張するが、当該土地は公道でも市有地でもないもので、同事務所は管轄しておらず、調査等をする義務はない。</p> <p>(ウ) 民地の樹木等により道路管理に支障が生じている場合や、特段の相談があった場合は民地に係る調査をすることもあるが、当該土地についてはそのような事情もない。</p> <p>イ 上記アの実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件審査請求文書の存在を推認させる事情も認められない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>
3157	<p><b>《答申に当たっての適用条例について》</b></p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p><b>《自治会町内会現況届に係る事務について》</b></p> <p>自治会町内会とは、地域住民相互の親睦を図る等のために組織された任意団体である。実施機関は、その会長の氏名、住所及び電話番号等を確認するため、毎年度、現況届の提出を依頼している。</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b></p> <p>ア 本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、下村町内会、中下自治会及び若草自治会の令和元年度から令和4年度までの現況届と解される。実施機関は、特定した文書のうち、会長を除く個人の氏名及び住所並びに全ての個人の電話番号、FAX番号、郵便</p>

答申 番号	判断の要旨
3157	<p>番号及び住所を非開示としている。</p> <p>イ 審査請求人は、自治会町内会館への略図が記載された現況届の開示を求めており、非開示部分の開示は求めていないと解されることから、当審査会では文書特定の妥当性についてのみ判断する。</p> <p><b>《本件審査請求文書の特定について》</b></p> <p>ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 泉区中田西三丁目の区域は3つの自治会町内会に分かれているため、それぞれの現況届を特定した。</p> <p>(イ) 各区で作成している現況届の様式では、略図の記載は特に求めておらず、当該自治会町内会から略図が記載された現況届が提出された事実はない。</p> <p>イ 上記アの実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件開示請求の対象として特定すべき行政文書の存在を推認させる事情も認められない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR6.html>

## 5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

### （行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(第3号から第6号まで省略)

**(開示請求に対する決定等)**

第10条 (第1項省略)

- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

**横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号)**

**附 則**

**(経過措置)**

- 2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先
市民局市民情報課長 平賀 匡生 Tel 045-671-3881